

学校保健

平成14年11月1日

No. 244

(財)日本学校保健会ホームページアドレス
http://www.hokenkai.or.jp/

JAPANESE SOCIETY
OF
SCHOOL HEALTH

(財)日本学校保健会

学校環境衛生の現状と課題

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
健康教育企画室健康教育調査官 鬼頭英明



学校環境衛生とは、健康的で快適な学校環境を目指すための環境衛生活動をいい、①児童生徒の生命を守り、心身の発育発達を促し、健康の保持増進を図ること。②児童生徒の学習能率の向上を図ること。③児童生徒の豊かな情操の陶冶を図ること。を目的として進められなければならない。法的には、学校保健法第2条による「学校保健安全計画」、第3条による「学校環境衛生」、及び学校保健法施行規則第22条「環境衛生検査」、「事後措置」、「日常における環境衛生」に基づき実施されるものである。これらを実施する際のガイドラインとして「学校環境衛生の基準」(平成4年6月23日付文体学187号通知)が示されている。

本基準については、平成4年以降、状況に応じて一部改訂を実施してきたが、社会環境の変化に伴う学校環境及び学校環境周辺の変化、近年の児童生徒等の体位の向上や科学の進展に伴う健康問題に関する新しい知見の集積には著しいものがある。こうした時代の変化に対応し、学校環境衛生についても新しい時代への対応を図ることが極めて重要となってきた。

日本学校保健会では、医師、薬剤師、研究者、行政、教員や養護教諭からなる「学校環境衛生推進委員会」(以下「委員会」と略)を平成11年度に立ち上げ、3か年にわたって全面的な見直しをすべく検討を進めてきた。

厚生労働省は、昨年、塩素消毒による副生成物のトリハロメタンについて新たに基準化するとともに濁度について基準を厳しくするなど、「遊泳用プールの衛生基準」の改訂を図った。また、昨今問題となっている住宅の高気密化などによるいわゆる「シックハウス症候群」の原因となる化学物質について、これまで13物質の室内濃度指針値を定めるとともに、この指針値があらゆる空間に適用されることを示した。

文部科学省では、こうした動きを受け、「委員会」の検討のもと、「学校環境衛生の基準」のうち、学校における「水泳プールの衛生管理」については平成13年8月28日に、シックハウス対策に対する対応としては、学校における室内空気中化学物質に関する実態調査を踏まえ、平成14年2月5日に「教室等の空気」について一部改訂を実施した。

日本学校保健会では、基準運用が円滑に進むよう、相談窓口を開設するとともに、化学物質の測定方法が高価であることが障壁となって検査の実施に支障をきたすのをさけるため、拡散方式による空気採取用測定機器をできるだけ安価で購入できるよう斡旋業務を開始したところである。

目 次

学校環境衛生の現状と課題	1
特集「学校環境衛生の基準」の一部改正に伴う検査の実施について	2-5
平成14年度の学校保健センター事業の中間報告	6-9
学校保健募金協力者のご芳名一覧	10
平成14年度学校保健用品推薦の公示	10
すり傷・きり傷の指導用教材の案内	10
各地の活動ちょっと拝見	11
学校保健活性化のために	
Q&A 臨時の健康診断について	12
読者プレゼントコーナー	13
虎ノ門	13
ショック21研究会に参加しませんか	14
カゴメスクール開催のご案内	14
キシリトールQ&A	15
会報をよくするため、読者のご意見を求めています。FAXでお寄せください。	

乞御回覧

校 長	教 頭	保健主事	養護教諭	P T A	会 長	副会長	

「学校環境衛生の基準」の一部改訂に伴う 検査の実施について

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
健康教育企画室健康教育調査官 鬼頭英明

文部科学省は、平成13年8月28日「水泳プールの管理」について改訂を行った。また、平成14年2月5日「教室等の空気」について一部改訂を実施し、5月21日には「教室等の空気」の基準に関する留意事項の課長通知を発出した。その後も、本改訂に係る定期環境衛生検査、臨時検査や日常点検が円滑に実施されるべく基準の趣旨等について、文書や研修会等を通じて周知徹底を図ってきた。

日本学校保健会では、本基準が広く理解されるように、従来より「健康的で快適な学校環境をめざして」＝「学校環境衛生の基準」の解説＝を作成し配布してきたところであるが、今回の基準の一部改訂を受け、基準の趣旨徹底が円滑に図られるよう、その解説の発行にむけて鋭意準備中である。

内容構成は、「水泳プールの管理」と「教室等の空気」の2項目について、ねらい、基礎知識、定期環境衛生検査・臨時検査・日常点検の実際に分けて解説している。

以下に「教室等の空気」について概要を示す。

「教室等の空気」

1. ねらい

学校の新築や改築等の教室で、臭いなど刺激臭を感じて不快感を呈する、いわゆるシックハウス症候群が問題となる場合が増えている。これはホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物など、室内から発生する化学物質が原因となることがあることから常日頃からこうした問題に関心を持つことが重要であること、さらに教室などの空気は、快適できれいを維持するために、換気の励行等についても心がけることが大切である。

2. 基礎知識

教室の空気を清浄に保つことによって、児童生徒の健康を維持し、学習能率を高めるようにすることは極めて重要なことである。化学物質が原因となって児童生徒に影響を与える症状には、いわゆるシックハウス症候群がある。具体的には刺激臭、頭痛、気分の悪さ、集中力の低下など人によって様々な症状を呈する。

その仕組みはまだ十分に解明されていないが、化学物質の中毒症状から比べるとかなり微量で健康影響がでるものもあると考えられている。海外

では1980年代からシックビル症候群（SBS）として取り上げられたが、化学物質過敏症は低濃度でもアレルギー症状の特徴と中毒的な要素を兼ね備えた後天的な疾病群と考えられている。なお、和製英語ではシックハウス症候群として知られるようになった。このようなことから、教室内の化学物質の発生と物理的な条件の維持と対策のために、まず教室の空気の温熱条件とともに二酸化炭素（CO₂）濃度の挙動には常に関心をもち、化学物質の濃度とそれに併せて換気を適切に行うことの重要性や方法について解説する。

1) 化学物質の問題点

児童生徒が学校で刺激臭や不快感を感じ、シックハウス症候群様の症状を呈する原因は、室内の建材や教材、家具などに含まれ各種化学物質が原因とされている。また、冬期の暖房のみならず夏期の快適な環境の確保のため冷房設備も普及している。最近の学校建築は、気密化・密閉化が進み、そのうえ断熱性が向上し、各種の新建材が使われ、また持ち込まれる教材などにも原因があるといわれている。

2) 原因物質は

室内化学物質のガイドライン（厚生労働省）では1997年から現在まで、次の物質が取り上げられている。

- ①ホルムアルデヒド ②トルエン ③キシレン ④パラジクロロベン
- ⑤エチルベンゼン
- ⑥スチレン ⑦クロルピリホス ⑧フタル酸ジ-n-ブチル
- ⑨テトラデカン
- ⑩フタル酸ジ-2-エチルヘキシル ⑪ダイアジノン ⑫アセトアルデヒド
- ⑬フェノバルブ

厚生労働省の指針値設定の早かった4つの物質、すなわち①ホルムアルデヒド②トルエン③キシレン④パラジクロロベンゼンについて学校における室内空気の実態調査を行った。その結果、ホルムアルデヒドはコンピュータ教室、音楽室、図工室等で、トルエンはコンピュータ教室、図工室等で基準値を超え、同じ教室でも夏期に高い傾向を示した。パラジクロロベンゼンは消臭剤を使用していた便所において濃度の高いところがみられた。

これらの化学物質の発生源は、学校の建築材料、設備、コンピュータ、教材教具の他、木製合板の机・椅子等である。

3) 建材等の発生源

一部建材のホルムアルデヒドの放散量について、日本農林規格(JAS)、日本工業規格(JIS)の規格が定められている。

3.基準に基づく検査の実施

I 第1章 定期環境衛生検査〔教室等の空気〕 における改訂内容

1 「2.検査回数」について

新たに、「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」についての検査を「毎学年1回定期に行う」こととし、検査の結果「著しく低濃度の場合は、次回からの測定は省略することができる」こととしたこと。

2 「3.検査事項」について

新たに、「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」について検査することとし、検査は、ホルムアルデヒド（夏期に行うことが望ましい。）及びトルエンについて行い、特に必要と認める場合は、キシレン及びパラジクロロベンゼンについても行うこととした。

- キシレンについては、学校における室内空気の実態調査においては検出されていないが、トルエンと同様、接着剤や塗料の溶剤及び希釈剤等として用いられることから、このような資材等が使用された場合や新築・改築等の際には、ホルムアルデヒド及びトルエンとあわせて検査することとする。

パラジクロロベンゼンについては、その用途がトイレ等での防虫剤や消臭剤等であることから、トイレ等で使用されている場合に測定することとする。なお、新築・改築等の際には、特段の事情がない限り検査は省略できるものとする。

3 「4.検査方法」について

新たに、「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」の検査方法について、「普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において、原則として次の方法によって行う」こととしたこと。

- (1) 「採取は、授業を行う時間帯に行い、当該教室で授業が行われている場合は通常の授業時と同様の状態で、当該教室に児童生徒等がいない場合は窓等を閉めた状態で、机上の高さで行う」こと。

- (2) 「採取時間は、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上とする」こと。

- (3) 「測定は、厚生労働省が室内空气中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した、」次のア、イによって行うこと。またはア及びイと「相関の高い方法によって行うこともできる」こと。

ア「ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法によって行う」こと。

イ「揮発性有機化合物は、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法の3種の方法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって行う」こと。

- 採取場所については、それぞれの教室の種別に応じ、日照が多いことやその他の理由から測定の対象となる化学物質の濃度が相対的に高いと見込まれる場所において、少なくとも1カ所以上を選定する。

- また、部屋の中央で採取することとする。

- ホルムアルデヒド等を測定する教室として例示した「体育館等」における空気の採取場所については、部屋の中央付近、高さ1.2～1.5メートルの位置で採取することとした。

- なお、体育館の使用時にあって、やむを得ず中央付近で測定できない場合には、その使用状況に合わせて、少なくとも壁から1メートル以上離れた場所で2カ所以上で採取する等こととした。

- なお、採取の際の換気条件については、窓等を閉めて授業を行っている場合には窓等を閉めて行うなど通常の授業時の状態で行うこととする。

- 採取時間については、厚生労働省の「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」で採用された標準的方法として吸引方式及び拡散方式を示している。なお、拡散方式については、学校における室内空気の実態調査の結果、吸引方式と相関の高い方法であることが確認されたことから、基準に盛り込んだところである。

なお、拡散方式については、国土交通省をはじめとする関係省庁や研究機関で構成される「室内空気対策研究会 測定技術分科会」において、信頼性があると評価された次の方法のいずれかを用いてもよいこととし、採取回数は1回（複数回の採取は不要）とする。

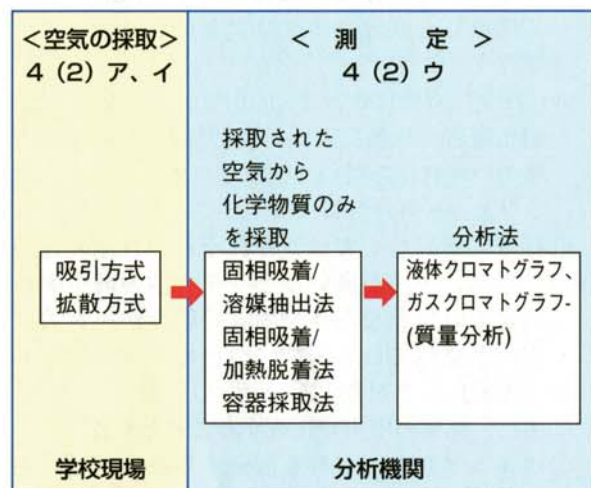
- (1) 測定バッジ
- (2) パッシブサンプラー
- (3) パッシブガスチューブ

上記の採取器具のメーカー、購入価格、分析機関については、国土交通省が作成した一覧表（5月21日付課長通知に添付）を参考にされたい。

（参考資料）

室内空気対策研究会 測定技術分科会 ホルムアルデヒド、VOC等パッシブ採取機器の評価試験報告書（2002年2月8日）

（室内空気対策研究会ホームページ<http://www.iaq-research.com/>）



○検査方法の流れの概要を以下に示す。（注）トルエン、キシレンを分析する際には、ガスクロマトグラフだけで分析してもかまわないこととし、質量分析を省略することができる。

○測定方法については、今後の測定技術の進展に伴い、基準に示している標準的方法と相関が高く、且つ、信頼性が確保できる簡便な測定方法が開発された際には、文部科学省から情報提供を行う。

○外気については、学校周辺に検査対象となる化学物質を取り扱う工場等があれば、外気についても検査することとし、それ以外の場合には文部科学省が実施した実態調査の結果を踏まえ、検査を省略できるものとする。

4 「5.判定基準」について

新たに、「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」の判定基準について、次のとおりとしたこと。

- (1) 「ホルムアルデヒドは、 $100 \mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.08ppm)以下であること」。
- (2) 「トルエンは、 $260 \mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.07ppm)以下であること」。
- (3) 「キシレンは、 $870 \mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.20ppm)以下であること」。
- (4) 「パラジクロロベンゼンは、 $240 \mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.04ppm)以下であること」。

5 「6.事後措置」について

新たに、「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物が基準値を超えた場合」の事後措置について、「換気を励行するとともに、その発生の原因を究明し、汚染物質の発生を低くするなど適切な措置を講じるようにする」こととしたこと。

Ⅱ 第2章 臨時環境衛生検査における改訂内容

1. 実施にあたっての留意事項

○基準では、臨時環境衛生検査の実施に当たっては、定期環境衛生検査に準じて行うこととしており（第2章2）、検査方法については、前述の定期環境衛生検査の検査方法に関する留意事項について留意するとともに、次の点に留意願いたい。

(1) 採取状態

○厚生労働省が新築住宅での測定について示した方法に準ずる。すなわち、新築、改築時等においては、30分換気後に対象室内を5時間以上密閉し、その後、吸引方式では、概ね30分間、拡散方式では8時間以上採取すること。また、部屋の中央付近の少なくとも壁から1m以上離れた高さ1.2～1.5mの位置を試料採取位置として設定すること。

○換気は常時換気システムを有している場合は稼働させてよい。

なお、拡散方式の空気採取法及び外気の検査については定期環境衛生検査と同様の取り扱いとする。

(2) 判定基準

定期環境衛生検査と同様、厚生労働省が示した指針値（第1章の52）に準ずる。

2. 新たに、「机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等によりホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき」にも検査を行うこととしたこと。

○机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の導入に当たっては、当該化学物質の放散の少ないものを選定するよう配慮するとともに、学校用備品の搬入により、教室内の当該化学物質の濃度が基準値を超えるおそれがあると判断される場合には、当該学校用備品が搬入された教室において、当該化学物質の室内濃度について検査を行うものとする。

3. 新たに、「新築・改築等を行った際にはホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度が基準値以下であることを確認させた上で引渡しを受けるものとする」としたこと。

○新築・改築・改修等に係る留意事項

学校施設の新築・改築・改修等に当たっては、

学校施設整備指針や対策上の主なポイントを示したパンフレット「健康的な学習環境を確保するために」(平成14年2月)等を参考にして、施設の計画・設計や施工等に十分配慮するとともに、事前に、検査実施機関・検査費用等について調査し、かつ、引き渡しの際の検査において、基準値を超えた場合の措置等についても取り決めておき、濃度測定は乾燥期間を十分確保した上で行うなど、適切な対応に配慮願いたい。

なお、第2章の1 (3) なお書きにあるように、ホルムアルデヒド等の濃度が基準値以下であることを確認させた上で引き渡しを受けるものとする場合には、契約段階で、その旨工事契約上明記する必要があることに御留意願いたい。

また、平成14年2月5日付け13文科ス第411号の「学校環境衛生の基準」の改訂が適用される平成14年4月1日以前に工事契約が締結された物件の引渡し

については、第2章1 (3) なお書きは適用されないことにも御留意願いたい。

Ⅲ 第3章 日常における環境衛生（日常点検） 〔教室の空気〕における改訂内容

新たに、外部から教室に入ったとき、不快な「刺激」がないこととしたこと。

Ⅳ 新基準は、平成14年4月1日から適用することとするが、「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」に係る定期環境衛生検査の実施については、学校の設置者等の判断により、地域の実情等に応じ、順次計画的に実施することができるとする。

○「学校環境衛生の基準」に関する新たな相談窓口の設置について

文部科学省においては、平成14年2月5日付け13文科ス第411号及び平成14年5月21日付け14ス学健第8号で「学校環境衛生の基準」の一部改訂及びその留意事項について通知するとともに、本基準に基づく円滑な検査実施に資するため、基準に関する相談窓口を設けてきたが、このたび、相談体制のさらなる充実を図る観点から、財団法人日本学校保健会の理解と協力を得て、10月1日付で財団法人日本学校保健会に新たな相談窓口を設けることとした。なお、この新たな相談窓口においては、専門的な知識を有する学校薬剤師や学識経験者がアドバイザーとなり、学校、教育委員会、施工業者等からの様々な相談に対応できるようになって

いる。

対応する内容：「学校環境衛生の基準」に関する具体的事項

- ・化学物質の測定方法
- ・化学物質の測定機器の選定
- ・化学物質の分析方法
- ・その他測定・分析に関する技術的事項

新たな設置窓口：財団法人日本学校保健会

開始日：平成14年10月1日（火）

受 付：月～木曜日 午後1時～5時

電話番号：03-3501-2323

本基準の改訂に基づく実施は、平成14年4月1日からであるが、現場ではかなり実施よくある質問に、本基準は①義務であるか、②実施しなかった場合に罰則はあるのか、③大学も実施する必要があるのか、④届け出義務はあるのか、⑤古い校舎は実施しなくてもよいのでは、⑥引き渡しの際の注意事項、⑦測定方法で検知管による簡易法ではだめか、等がある。以下に回答を示す。

- ①義務ではないものの、児童生徒等の弱者の健康・安全を守る観点及び快適な学校環境の維持管理の観点から設置者としては当然実施すべき事項であること。
- ②学校保健法では罰則規定はないものの、①の理由から罰則規定がないから実施しなくていいという考え方では社会的には受け入れられないこと。
- ③学校教育法第1条に規定する学校であることから、当然実施すべき。いわゆる「ビル管理法」で既に実施しているところも多いが、検査項目の不足のある部分については学校保健法に基づき実施すべきこと。
- ④文部科学省への届け出義務はないが、検査結果については、求めに応じていつでも出せるよう設置者で保管すること。
- ⑤古い学校であっても、化学物質がでないという保証はないことから、1回は必ず実施してほしいこと。
- ⑥新築・改築時の工事契約の際に必ず化学物質の測定及び事後措置について盛り込むべきこと。
- ⑦検知管法については、現在、検証実験を進めているところであり、結果がまとまり次第、基準に規定する検査方法の可否について文部科学省より情報提供すること。

学校保健の現代的研究課題を踏まえて —平成14年度日本学校保健会事業の中間報告—

(財) 日本学校保健会専務理事 内藤 昭三



本会の事業は、昭和47年の保健体育審議会の答申を受け、同48年から文部科学省（現在）の補助金による学校保健センター事業が発足し、従来から継続している一般事業とともに2大体系を形成しています。

平成14年度は、一般事業で7委員会、学校保健センター事業で12委員会と10小委員会、さらに厚生労働省の科学研究費補助金による1委員会を加えて合計30の委員会に、全国の関係機関から延べ300有余名の委員の参画を得て、それぞれの事業を展開しています。

これらの委員の大部分は、三師会会員及び教育委員会や学校現場の関係者、または各分野を代表する研究者でありながら、すべてがボランティアとして精力的に調査・研究に取り組まれていることに対し、心から感謝申し上げます。そして、その成果として各種の刊行物を学校保健関係者に提供しておりますが、これらが十分活用され児童生徒の健康の保持増進に役立てていただくことを期待しております。

平成14年度的主要事業の概要は、以下のとおりです。

I 一般事業

(1) 会報「学校保健」の充実

会報「学校保健」の編集については、従来の慣行にとらわれず、読者のニーズに合わせるとの観点から、①カラー印刷にする ②できるだけ写真を取り入れる ③地方のユニークな活動事例を紹介する ④最近の課題について、特集・Q&Aで取り上げる ⑤読みやすくするための

レイアウトにすることとしております。

今後とも、会報をよくするため、読者のご意見をお待ちしております。

(2) 学校保健の動向の発行

本会発行の「学校保健の動向」は、学校保健の様々な分野についてその現状と課題を取り上げて編集し、評価も高く、学校保健関係者に広く活用されております。

本年度は、10月末の発行を目指し、特集として現代的課題である「学校における事件・事故と学校安全の課題」(① 学校における事件・事故と学校安全の課題 ②非常災害時の子どものケア)を取り上げております。

(3) 学校保健会ホームページの充実

「学校保健に関する情報委員会」では、情報化社会に対応して、インターネットホームページによる学校保健情報の提供事業を充実させることに努めております。本年度は、ユーザーの立場にたって、① 見やすくするために、全体の構成をリニューアルする ② 必要と思われる最近情報を掲載することに取り組んでいます。

(4) 21世紀・新しい時代の健康教育推進学校表彰

学校・家庭・地域社会が協力して健康教育を推進し、成果を上げている学校を表彰し、もって学校保健の充実に寄与する趣旨から、本年度より「健康教育推進学校表彰事業」実施することとしています。すでに、多数の応募が寄せられており、来年1月上旬の審査決定を目途に、「健康教育推進学校表彰審査委員会」(平成14年度新規設置)での審査をお願いしております。

なお、表彰式は来年2月19日(水)に、日本医師会館で行います。当日は、式典のほか、研究発表、シンポジウムを予定しておりますので、多数の方のご参加を期待しております。(翌日

には、例年の「センター事業報告会」を開催します。)

(5) 足の健康に関する調査研究事業

近年児童生徒の間で、足指の変形、足アーチの形成の遅れや足の痛みを訴える児童生徒が増えているが、これらの障害は、靴との関わりによることが多いと考えられます。

このため、平成13年度に「足の健康に関する調査研究委員会」を設置し、教師及び保護者に対して、靴選びが児童生徒の発育発達に重要な意義を持つことを明らかにし、適切な靴選びができるような指導資料を作成することとしております。

本年度は、高校生を対象に長時間歩行（ウォークラリー）による足のダメージに関する調査及び小学生の保護者を対象に児童の靴選びに対する意識調査を実施するほか、小学校ではだしの生活を教育活動に取り入れ、入学時（1年生の4月）と卒業時（6年生の3月）に「足形」を取り、また、入学時に「土ふまず」のない児童は、形成されるまで毎月4月に足形を取っている事例について分析を行っています。

Ⅱ 学校保健センター事業

<普及指導事業>

(1) 海外情報ニュースの発行

従来どおり、海外の学校保健情報を収集し、年2回（11月と3月）「海外情報ニュース」を発行します。

<調査研究事業>

(1) 保健学習の充実

新学習指導要領に基づき、各学校における保健学習の充実を図るため、「生きる力」をはぐくむ視点を重視した保健学習の推進が望まれています。

そのため、「保健学習推進委員会」では、これまでに小・中・高等学校における具体的な授業実践を通して、それぞれの「保健学習のプラン」を作成し、各学校に配布、新学習指導要領の趣旨や内容に沿った保健学習の実践に活用されるようにしております。

本年度は、それをさらに進め、指導と評価の一体化を目指した「保健学習のプラン」の続編の作成や、保健学習推進のための課題を明らかにする調査研究等に取り組んでいます。

(2) ノースモーキング・ノーアルコール・ストップザドラッグ

喫煙・飲酒・薬物乱用は「生活習慣病」や心の健康と密接なかわりがあり、心身の健康問題として避けて通れない事柄であります。

しかし、わが国では、たばこやアルコール飲料が未成年者でも容易に手に入る環境にあり、また、最近では違法な薬物が児童生徒でも手に入る状況になっております。

未成年者の喫煙・飲酒については、それ自体の健康影響だけでなく、こうした薬物乱用の入り口としての捉え方も必要になってきております。

このような状況の中、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する各種の委員会で、以下のような調査研究に取り組んでおります。

1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止指導研究委員会

喫煙防止教育・飲酒防止教育の研究及び薬物乱用防止教育に関する小委員会のとりまとめを行います。また、本年6月には、平成14年度薬物乱用防止教育シンポジウムを、文部科学省と共催で実施しました。

2) 薬物乱用防止教育ビデオ作成小委員会（新規）

本年度は、薬物乱用防止教室開催をする際の指導方法等についてのビデオを作成し、全国中・高等学校に配布します。

3) 薬物乱用防止教育教材作成小委員会

本年度は、従来の小・中・高等学校用「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指の手引き」の改訂に着手します。（中・小・高等学校篇の順に作成）

4) 薬物乱用防止教育ホームページ作成小委員会

薬物乱用防止教育ホームページは、平成13年度に作成した「児童・生徒向け」ページの公開に伴って、さらに利用が増えることが期待されます。

本年度は、PR活動を積極的に展開するとともに、利用者の意見、感想などを取り入れながら、改善、更新を図ることとしております。

5) 薬物乱用防止教育広報啓発活動推進小委員会

本委員会の活動内容は、薬物乱用防止に関する広報映像を作成し、競技場や街頭等の大型カラーディスプレイによる広報啓発活動等に資することです。

本年度は、各業者による企画コンペにより広報映像を選考し、すでに「小野伸二篇」の制作が完成、放映するとともに、視聴者へのアンケート調査とCMのパブリシティ等を行っております。

(3) 新興再興感染症対策一特に結核対策について

世界における感染症の状況は、近年大きく変化しており、新たに発見された新興感染症と、古くから知られていたが、最近新たな事態が起これ、改めて対応が必要になった再興感染症（特に結核対策）については、学校保健としても留意し、必要な調査研究活動行い、情報の提供に努める必要があります。

このような状況のなか、このことについて以下の委員会で、調査研究に取り組んでいます。

1) 新興再興感染症対策研究委員会

新興再興感染症のうち、近年患者増加の傾向から、平成11年に厚生省（当時）から「結核緊急事態宣言」が出され、現に学校でも小流行の事例が報告されている。

そのため、結核についてその正しい知識と発病予防のために、昨年度に引き続き中・高校生用パンフレットを作成配布する予定であります。

2) 結核対策研究小委員会（新規）

児童生徒のツベルクリン反応検査及びBCG接種の廃止に伴って、文部科学省においては、学校における今後の結核対策について協力者会議で検討を重ね、最終報告書が取りまとめられました。

これによれば、学校及び市町村教育委員会における結核管理の方策、結核対策の行政的な対応等が盛り込まれておりますが、その実施にあたっては各方面からいろいろなお意見をいただいております。

そのため、本会では、上記の委員会を設置して、学校における結核管理と結核対策の円滑な実施に資するため、具体的な対策内容について

わかりやすいマニュアルを早急に作成し、配布する予定です。

(4) 学校における保健管理

学校における健康診断をはじめとする学校保健管理に関する諸問題について、以下の各種の小委員会で検討された事項について、「保健管理調査研究委員会」で連絡調整を行っております。

1) 学校健康診断調査研究小委員会

本年度は、児童生徒の学校における健康診断を含めた保健管理のあり方を検討するため、実態調査を実施しました。学校保健の充実を図るための基礎資料として活用できるよう、報告書を作成し配布する予定です。

2) 心臓・腎臓等管理指導小委員会

本年度は、昨年度に策定した「新学校生活管理指導表」の利用に関する調査・分析と問題点の対応について検討するとともに、関連するガイドブックのうち、「学校検尿のすべて」（平成2年度版）及び「学校心臓検診の実際」（平成3年度版）の改訂を行う予定です。

3) 色覚指導調査検討小委員会（新規）

学校における健康診断の必須項目から色覚検査が削除されたことに伴い、色覚異常を有する児童生徒に対して、学習指導、進路指導等における配慮のあり方を見直す必要があります。

そのため、本委員会において近年の色覚異常に関する知見等を収集し、教職員向けのわかりやすい指導の手引きを作成し、配布する予定です。

4) 聴力調整指導小委員会（新規）

補聴器装用、人工内耳装用の児童生徒が、普通学級等に通学するようになるとともに、学校において、当該児童生徒への望ましい対応が求められています。

本年度は、検討を進めるにあたって、補聴器・人工内耳装用児童生徒の実数と実態を把握することともに、人工内耳埋め込み術医療施設（特定機能病院）での手術症例についてのアンケート調査を行っております。今後アンケート調査の集計・分析を行い、来年度に補聴器等装用児童生徒に対する学校での対応に関する手引きを作成する予定です。

(5) 保健主事資質向上事業

多様化する児童生徒の心身の健康問題に対し、保健主事が積極的にその役割を果たし、学校における健康教育の充実と指導体制の一層の強化を図ることが急務となっております。

「保健主事資質向上委員会」では、平成11年度に保健主事の職務と学校保健の推進における役割を明らかにした「保健主事の手引き」(改訂版)、組織活動を推進するための「学校保健委員会マニュアル」を発行しております。

本年度は、これらの成果及び昨年度実施した保健主事の活動状況に関する実態調査の結果を元に、保健主事の職務の実態や課題を明らかにし、「学校保健推進マニュアル」(仮称)の作成に取り組んでいます。

(6) 学校環境衛生推進委員会(本文1～5pを参照)**<健康増進事業>****(1) 養護教諭資質向上事業**

養護教諭の職務やその展開の場である「保健室」の機能は、一層幅広く多様な役割を担うように変化してきています。このような養護教諭の職務や保健室の機能に即した「保健室経営のあり方」の検討が求められています。

本年度の「保健室経営検討委員会」では、昨年度実施した保健室利用状況調査報告書を作成するとともに、モデル校の視察、保健室の設備・備品の調査を行い、これらの結果を踏まえて保健室経営のあり方を検討することにしております。

(2) 歯・口の健康づくり事業

健康の基礎は、口腔機能と密接な関係にあることを児童生徒に理解させ実践させるとともに、このことを単に学校のみならず家庭・地域社会との連携を推進することが必要であります。

「児童生徒等歯・口の健康づくり推進委員会」では、本年度9道府県に推進事業を委託し、実施地区への指導助言、訪問指導を行うとともに実施地区と本委員会との連絡会議を開催し、来年度作成する啓発資料の具体案を検討しています。

(3) エイズ教育調査研究事業**1) エイズ教育調査研究委員会**

昨年度に引き続き、小学生用ポスター、中・高校生用パンフレットを作成し、配布する予定です。

2) エイズ情報教育ネットワーク小委員会

① 本年度は「高校生向けホームページ」を開発する予定です。

② メーリングリストが活性化し、多くの情報交換や意見交換が行われることを目的に、第2回メーリングリストの会を、日本学校保健学会(札幌)の二日目(平成13年9月15日)に開催しました。

(4) 健康状態サーベイランス事業

「児童生徒健康状態サーベイランス委員会」では、①平成12年度の調査結果(平成13年度報告書作成)及び平成4年度からの蓄積されているデータを用いて詳細な検討、解析 ②平成14年度の調査計画の立案と調査(平成15年度報告書作成予定)を実施します。

<厚生労働省科学研究費補助金>**○ 学校健康手帳活用調査委員会(新規)**

近年、児童生徒を取り巻く社会環境や生活様式は急激に変化し、新たな健康問題が浮上してきております。そして、これらの問題の背景に、幼児期の家庭や地域社会の環境にあることが考えられ、学校保健を推進するにあたっては、家庭や地域保健担当者と手を取り合うことが必要です。

幸い、本年度厚生労働省の科学研究費補助金が認められましたので、地域保健担当者・学校医・養護教諭・学識経験者などで構成する標記の委員会を設置し、乳幼児保健から連続する児童生徒の健康手帳の作成に着手します。

本年度は、各地域における学校健康手帳の活用状況や、母子健康手帳との活用に関し、学校と地域の連携事例を調査します。

計 報

本会顧問(元文部省体育局長)渋谷敬三先生におかれましては、平成14年10月13日(日)ご逝去されました。先生には、「学校保健センター事業」の礎を築かれるなど、本会のため多大のご尽力を賜りました。ここに先生のご功績をしのび、謹んでご冥福をお祈りいたします。

「学校保健募金」寄付者ご芳名 (NO.3)

財団法人日本学校保健会では、学校保健活動を円滑に推進するため、「日本眼科医会」及び「日本コンタクトレンズ協会」のご協力のもと、「学校保健募金」をお願いいたしております。

この趣旨にご賛同いただき、ご寄付を賜りました方々は次のとおりです。誠にありがとうございました。

団体(順不同)	岐阜県眼科医会様 (岐阜市)	茨木眼科様 (新潟県長岡市)
熊本県眼科医会様 (熊本市)	個人(順不同)	平野敏史様 (広島市)
奈良県眼科医会様 (奈良県橿原市)	成木 黎様 (岐阜県中津川市)	東浦眼科医院様 (愛知県稲沢市)

平成14年度「学校保健用品・図書等推薦」申請一覧 (追加分)

平成14年4月1日～平成15年3月31日

No.	品 目	摘 要	会 社 名
1	キシリトールガム	児童生徒の口腔保健の向上を目的としたチューインガム	株式会社ロッテ
2	「ひふのトラブルこんなとき」(小冊子)	応急手当と正しいぬり薬の使い方に関するマンガ教材	有限会社健康と料理社

※前号で公示いたしました平成14年度「学校保健用品・図書推薦」一覧表のうち、「ネスレ ミロ」の会社名は「ネスレ日本株式会社」でなく、「ネスレジャバングループ」の誤りでした。お詫びして訂正させていただきます。

「親子でよむ ひふのトラブルこんなとき」 保健指導用マンガ教材を進呈

日常におきてしまう、子供たちの傷やケガ。子供たち自身が正しい知識と迅速かつ正確な手当ができるよう(財)日本学校保健会では、日本学校薬剤師会杉下順一郎会長・内藤昭三先生による監修、大塚製薬株式会社協賛、健康と料理社発刊の、小・中学生向け保健指導用冊子「親子でよむ ひふのトラブルこんなとき～正しいぬり薬の使い方～」の小冊子(12ページ・オールカラー)を推薦いたしました。創傷、やけど、ニキビなど日常的によくおきる、ひふの様々なトラブルに対して、小学生にはポイントをわかりやすくまとめ、保護者の方々にも解説ページを設けた便利な小冊子です。児童・生徒の保健指導の教材として、またご家庭内での応急処置の参考用冊子としてもご活用いただけます。

また本会では、本年度より「オロナインH軟膏」を学校保健用品として推薦しております。発売より、来年で50周年をむかえる「オロナインH軟膏」。きりきず・すりきず・しもやけ・あかぎれ・にきび・やけど(かるいもの)などに効能がありますので、保健室にはもちろんご家庭内の救急箱にも常備されることをお勧めいたします。また、こまめに常備薬の点検をし、開封して1年以上経つぬり薬はとりかえましょう。



推薦：(財)日本学校保健会
監修：日本学校薬剤師会
会長 杉下順一郎
医学博士 内藤 昭三
マンガ：速水えり
協賛：大塚製薬株式会社
発行：健康と料理社

<冊子「親子でよむひふのトラブルこんなとき」のお申込み方法>

ハガキもしくはFAXにて下記出版事務局まで、①学校名、②住所、③電話番号、④ご担当者名、⑤希望部数、⑥活用先を記入し12月10日までにお申込みください。(数に限りがございます。品切れの際はご容赦下さい。)

<事務局>

東京都千代田区九段南4-7-19-3F 健康と料理社

TEL 03-5275-0554 FAX 03-5275-0200 担当：牧



(財)日本学校保健会推薦商品
「オロナインH軟膏」

各地の活動ちょっと拝見⑤

地域医師会の協力による『健康教育』について

～川崎区立南大師中学校の活動事例から～

川崎市医師会の協力を得て実現

ここ数年、猛暑による熱中症事故が急増し、熱中症予防の重要性が改めて叫ばれています。しかし、今年も熱中症事故が多数報告され、東京消防庁の調べでは、東京都内で7～8月に655人が熱中症で病院に搬送されています。この数は昨年とほぼ同数、1999年の234人と比べると、およそ3倍にもなるのです。

この事態を受け、川崎市では熱中症予防に対する積極的な取り組みを開始しました。その対策のひとつとして立ち上がったのが、川崎市の小中学校へ医師を派遣して講演を行う『熱中症予防セミナー』です。

●『熱中症予防セミナー』のしくみ●

- 1 セミナー実施希望校から教育委員会へ申込み
- 2 教育委員会から川崎市医師会へ講師の招聘依頼
- 3 川崎市医師会により学校医師会と健康スポーツ医師会から派遣医師を選定
- 4 教材の準備 [長年にわたり熱中症予防に力を注いでいる大塚製薬(株)が協力]
- 5 医師が希望校を訪問し、セミナー実施

今年から川崎市医師会の協力事業となり、現在では8名の学校医・スポーツドクターが講師として参加。9月現在で、市内29の小中学校で行われ、受講者は児童・生徒、PTA、教職員など8,446名に及んでいます。

小中学校の教職員、教育委員会、地域の医師に加え、民間企業とも連携した取り組みは、保健指導の理想といえるでしょう。

川崎区立南大師中学校での実施事例

6月25日、川崎区立南大師中学校の体育館で全校生徒約350名を対象に、総合学習の時間を利用して熱中症予防セミナーが行われました。

この日、講師を務めたのは、川崎市にある医療法人誠医会宮川病院副院長・宮川貞昭先生(川崎さわやかヘルプ副理事長、川崎南労災保険指定病院診療所協会副会長など多数歴任)。「熱中症予防と水分補給」をテーマとし、熱中症のメカニズムや予防のポイント、水分補給の方法などについて、医師としての経験を交えた、わかりやすい説明がなされました。イラスト豊富な教材を多用し、中学生に身近な

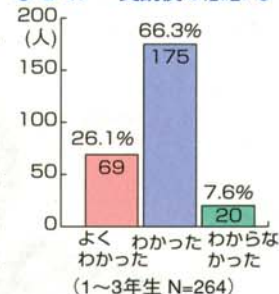


例を挙げながらの説明は説得力があり、真剣なまなざしで聞き入る生徒の姿が印象的でした。

「オリジナルのビデオやプロジェクターが使用され、視覚的にも情報が入ってとてもわかりやすく、大変印象に残りました。地域の医師、宮川先生から専門的なお話をしていただいたことで、生徒自ら水分補給をしようという意識が高まったようです」と、セミナーの感想を話す同中学校の養護教諭・山崎美穂先生。

生徒からも、「熱中症で死亡している人がいるなんてびっくりです。これからは水分をこまめにとりたい」「暑いときは、水分と塩分をとらなければいけないということがわかった」「部活動の時、あまり水分をとっていなかったがこれからは気をつけたいと思う」といった声が聞かれ、熱中症に対する正しい理解と、予防の重要性を切実に感じたようです。

●セミナー受講後の感想●



川崎市のこうした活動が他の地域にも拡大し、地域医師会の協力による健康教育の輪が全国的に広がることを期待したいと思います。

(文責：日本学校保健会事務局)

学校保健活性化のために



学校における臨時の健康診断について

(財)日本学校保健会専務理事 内藤 昭三

Q 「臨時の健康診断は、学校において必要に応じてとありますが、毎日元気に活動している生徒に改めて行う必要があるのか。学級担任・養護教諭の健康観察ではだめなのか。学校医に相談はしたものの本当に必要なものか再度考えさせられました。」というのがご質問の趣旨であります。

A 学校保健法第6条第2項では、「学校においては、必要があるときは、児童、生徒、学生、及び幼児の健康診断を行うものとする。」され、同法施行規則第8条（臨時の健康診断）で、「法第6条第2項の健康診断は、次に掲げるような場合で必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。」とされています。

1. 伝染病又は食中毒の発生したとき。
2. 風水害等により伝染病の発生の恐れのあるとき。
3. 夏季における休業日の直前又は直後
4. 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要があるとき。
5. 卒業のとき。

このように、1から5までに掲げられた場合（これは主な例示であり、これ以外でも必要があるとき）には、臨時の健康診断を行うものとされています。もちろん、臨時は臨時であって、年間計画のようなものでなく、必要がなければ行う必要はありません。

（主な例示の解説―出典：新学校保健法の解説・編著 渋谷敬三・発行 第一法規出版株式会社）

「伝染病又は食中毒が発生したとき」

学校において伝染病又は食中毒の集団発生を見たような場合には、患者以外の児童生徒等に対して、伝染病又は食中毒の有無について検査する必要がある場合が多いからである。

「風水害等により伝染病の発生の恐れがあるとき」

風水害等の被害を受けた後には、伝染病の発生を見ることがあるので、その状況によって、伝染病の有無について検査する必要がある場合が多いと考えられるからである。

「夏季における休業日の直前又は直後」

夏季における休業に入る場合は、夏季の健康に及ぼす影響、児童生徒等の実態等を考えて、結核、耳疾及び眼疾の有無等について検査することが考えられ、また、夏季における休業が終わった直後には、細菌性赤痢などの消化器系伝染病等の検査を行うことが考えられるからである。

「結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要があるとき」

その学校、その地域社会の保健状態によって、たとえば結核の集団発生、寄生虫病の多い地域などでは、結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要があり、このような場合には、定期の健康診断のほかに、臨時の健康診断が必要と考えられるからである。

「卒業のとき」

中学校及び高等学校等では、児童、生徒に対し進学又は就職等の指導の適正を期するため、それに必要な検査の項目について健康診断を行う必要があるからである。

なお、法第6条の「学校においては」という用語の意味については、児童生徒等の健康診断を行わなければならないというような実体的な規定であるから、学校側にかなり主体性をもたせた意味が強いといえよう。

（文責：内藤 昭三）

LOTTE

(財)日本学校 保健会推薦

ガムをかんだ後は紙に包んでくずさへ。

いい歯で
スマイル。

ライムミント (棒)

フレッシュミント (棒)

ピンクミント (棒)

ライムミント
(ボトル)

フレッシュミント
(ボトル)

始めよう!キシリトール習慣。

ロッテ キシリトール・ガム+2。

むし歯のない社会へ。キシリトールはロッテです。

厚生労働省許可保健機能食品 (特定保健用食品)

FDI (国際歯科連盟) 賛助商品。ロッテ キシリトールシリーズはB020運動を支援しています。ロッテガムは「ベルマーク運動」協賛商品です。ホームページアドレス: <http://www.lotte.co.jp>

●読者プレゼントコーナー

マキロンオリジナルサッカーボールを抽選で30名に!

山之内製薬(株)では、マキロン発売30周年と30mlボトルの新発売を記念して、抽選で30名にオリジナルサッカーボール(少年用4号)をプレゼントします。

ご希望の方はハガキかFAXで財団法人日本学校保健会までお申込みください。



本格派サッカーボール

財団法人日本学校保健会

〒105-0001 東京都港区虎の門2-3-17

虎の門2丁目タワー6階

TEL.03-3501-0968 FAX.03-3592-3898

事務局便り

今回、新しい試みとして、企業のご協力により、「読者プレゼントコーナー」を設けました。今後とも継続していきたいと考えております。ふるってお申込みください。

また、まもなく「学校保健の動向」(平成14年度版)が発売されます。継続購入も受け付けておりますので、是非ご購入いただきますようお願いします。

いよいよ
発売

学校保健の動向(平成14年度版)

財団法人 日本学校保健会 編 B5 3,000円(送料別)

わが国学校保健の様々な分野について、その現状と課題を7つの観点から取り上げて編集した学校保健白書の著述であり、学校保健関係者必読の書。

1. 特集

「学校における事件・事故と学校安全の課題」

2. 児童生徒の健康と管理の動向

3. 健康教育の動向

4. 学校環境衛生の動向

5. 学校保健組織・活動・職員の動向

6. 学校保健行政・学会の動向

7. 資料編

申込み方法

郵送及びFAX並びにホームページにて直接受け付けます。

お問い合わせ

財団法人 日本学校保健会事務局

TEL 03-3501-0968



虎ノ門 (64)

健康志向あれこれ

最近、テレビ番組を見ると、何と、「健康」に関する番組の占める割合が多いことに驚く。その内容も多種多様で、座談会調のものや、シリーズものなど、一億総健康志向の様相さえ感じられる。健康食品や、健康器具、健康体操、さらに、美容と健康などと数限りない感じがする。いったいどれに照準を合わせて健康生活をしていけばよいのか迷ってしまいそうである。

そのうちの一つを紹介すると、食事についてのある調査があった。中学生の食生活で、一日の必要熱量を満たしている者1/3、不足している者1/3、著しく不足している者1/3。食生活の乱れや食不足は発育・発達面では身体的にも精神的にもいろいろ影響があることを強調していた。

14年度から始まった「総合的な学習の時間」の例示にも、『健康・福祉』があり、健康に関する事項は、あらゆる場所、時間を使って考えて実行していかなければならない永久の課題でもあろう。

(編集委員 林 眞示)

JES

「足は第二の心臓」

私達の身体を循環している血液は、心臓の働きによって、動脈を通して身体のスミズミに送り届けられ、静脈を通して再び心臓に戻ってきます。この戻りの血液は、私達が筋肉を動かすことによって静脈が圧迫され、循環が促進されるのです。ちょうど乳を搾るのに似ているところから、ミルキング・アクションと呼ばれています。とくに心臓からいちばん遠く、かつ、心臓よりも下にある足(足首から先)の働きは重要で、「足は第二の心臓」とも言われています。

あしを使って歩くと、身体の三分の二の筋肉を使用

足と靴のはなし(7)

するので健康には欠かせないことですが、狭く窮屈な靴などで趾(あしゆび)を圧迫して、血液の流れを阻害しては、ミルキング・アクションにならないばかりか、足や趾を傷めることにもなります。

JESシューズは、足が第二の心臓としての働きを十分に果たせるように、特につま先部分にゆとりをもってつくられた、スクールシューズです。



日本教育シューズ協議会
岡山市西川原1丁目11番6-1号
〒703-8258 TEL. (086) 272-5463

ショク21研究会会員の申し込み受付始まる

前号でご紹介いたしました「ショク21研究会」会員の申し込み受付を開始いたします。

本研究会の趣旨等については、前号で説明しておりますので、本号では本研究会の組織、活動、会員及び会費などについて若干の説明を加えることにします。

本会の組織については、(財)日本学校保健会の特別の委員会として位置づけ、会長、副会長及び運営委員を置き、それぞれ(財)日本学校保健会会長が委嘱することとしております。

活動については、会員相互のメールによる情報交換が主なものとなりますが、その他研究会の開催や企業が行う食に関する事業の企画等の業務も行うことになっていきます。

会員については、個人会員と賛助会員とし、個人会員はこの目的を十分理解し、積極的に活動できるメールアドレスを有する者とし、賛助会員については、この目的に賛同する企業等としています。

会費は当分の間、個人会員からは徴収せず、賛助会員についてのみ運営費として、年間10万円納入していただくことにします。

以上が本研究会の概要ですが、会員の申し込みにつきましては、栄養学、医師、歯科医師に限らず、養護教諭を始め学校関係者、食産業、法曹会などあらゆる分野の方々

の参加を期待いたしております。

希望者には次の様式によりお申し込みください。

ショク21研究会入会申込書

氏 名	
住 所	
年 齢	
所 属	
メールアドレス	
連絡先	
本会に加入する理由	
私は本会の規則を遵守し、入会いたします。	
氏名	印

(A4縦型)

送り先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-3-17虎ノ門2丁目タワー

財団法人 日本学校保健会 TEL 03(3501)0968

カゴメスクール開催のご案内

主 催 カゴメ株式会社
後 援 財団法人日本学校保健会
ショク21研究会

ショク21研究会の活動の一環として、カゴメスクールを開催希望の小・中学校に、ショク21研究会所属の先生方が訪問し、講義をします。

講義のテーマは徐々に増やす計画ですが、今回は「健康と野菜」です。野菜を食べて、上手に健康増進に役立てるため、健康と野菜の効用について、できるだけやさしく説明する講義です。

○講義の時間は50分（お話しを30分程度）を目安にしてありますが、希望によって時間は変更できます。

○参加者は、小学生・中学生・教職員・保護者を含めどなたでも参加していただけます。参加人数は問いま

せん。

○開催場所は、学校施設（屋内）を利用させていただきます。

○用意していただく機材については、事前に打合せさせていただきます。

○講師派遣費用（交通費を含む）、配布教材は無料です。

○申込先 〒104-0044

東京都中央区明石町3-3 新明ビル3F

カゴメSPサービス内「カゴメスクール事務局」宛

TEL 03-3543-6366（土・日・祝日を除くAM10:00～PM5:00）

FAX 03-3543-6260

上記まで、学校名、住所、電話、担当の先生、開催希望日時、対象人数をご記入の上、郵便またはFAXにてお申し込みください。



なんか、からだ、いいもち。



すっきり、新野菜ジュース。
KAGOME 野菜生活100

Q&A キシリトールについて

日本歯科大学助教授 福田雅臣



“キシリトール”の存在は、多くの人に知られるようになりました。それに伴い、学校でも、保護者や児童・生徒からキシリトールの歯科保健的効果に関する質問を受ける機会も多くなってきたかと思えます。そこで、キシリトールについて寄せられる主だったご質問についてお答えいたします。

Q1. キシリトールとは何ですか？

A キシリトールは多くの果物や野菜に含まれる天然素材甘味料です。白樺や樹木から採れる成分（キシラン・ヘミセルロース）を原料として、主にフィンランドで生産されています。

Q2. キシリトールにはどのような効果がありますか？

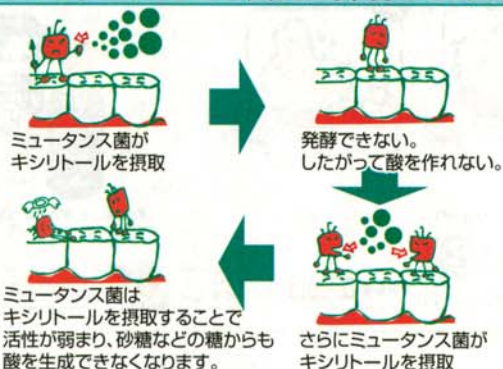
A キシリトールには、むし菌予防に役立つ効果として以下の4つが上げられます。

一つめは、キシリトールはむし菌菌に利用されず、むし菌の原因となる酸が発生しません。

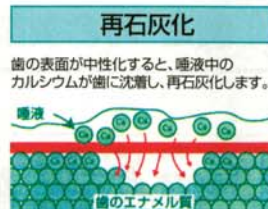
二つめは、キシリトールは菌垢をつくる材料として利用されません。その結果菌に付着する菌垢をつくることを阻害し、また菌垢量を減少させます。したがってブラッシングによる歯口清掃効果を向上させます。

三つめの効果として、むし菌菌がキシリトールを細胞内に取り込むことによって、エネルギーを消耗し活性が弱まり、エネルギーをつくることを妨害され、糖を摂っても酸を生成できなくなります。

キシリトールのむし菌発生抑制のしくみ



四つめは、キシリトールの甘さが唾液の分泌を助け、さらに唾液中のカルシウムとキシリトールが一緒に存在することによって、歯の再石灰化（唾液中のカルシウムが歯に沈着し初期のむし菌を修復する作用）を促進します。



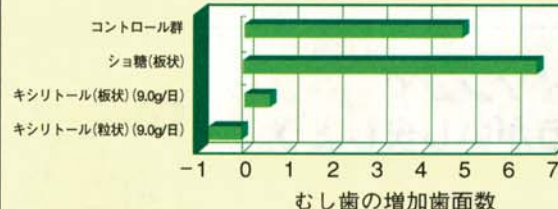
Q3. キシリトールはどのようにすれば効果的に摂取できるのですか？

A 食後の口の中は酸性に傾き、むし菌になりやすい状態になります。しかし、食後キシリトールを食べると、唾液の分泌が促進され、口の中の汚れを洗い流す効果が向上し、また酸性に傾かせない唾液の成分もたくさん出てきます。したがって、学校でも給食の後に摂ることが良いでしょう。そして、規則正しい食生活を送ることが何よりも大切です。キシリトールは長時間口腔内に留まると効果が高いためガムやタブレットとして商品化されています。

Q4. キシリトールの効果は臨床的に実証されているのですか？

A A. 中南米で行われたベリーズ研究によってキシリトールの予防効果が実証されています。40ヶ月キシリトールを摂取し続けた場合、新しいむし菌はほとんど出来ませんでした。

ベリーズ・キシリトールガム研究のむし菌の増加歯面数



◆ キシリトールの効能

1. ミュータンス菌の酸生成を抑制
2. ミュータンス菌の歯面への付着性を阻害
3. エナメル質の再石灰化に寄与
4. 唾液の分泌促進

カワイ肝油ドロップ

発育期に欠かせないビタミンが凝縮されたカワイ肝油ドロップは、「わんぱく」を応援します。



カワイ肝油ドロップ C (医薬品)



カワイ肝油ドロップ M (医薬品)



製造 河合製薬株式会社

販売 河合薬業株式会社

東京都中野区中野6-3-5

TEL: 03-3365-1156(代)

からだに必要な 水分とイオンの補給に

(財)日本学校保健会推薦



ポカリスエット

商品に関するお問合せは
大塚製薬株式会社 03-3292-0021
ホームページ <http://www.otsuka.co.jp/>

「ポカリスエット」1ケース
抽選で10校様へ無料進呈します
学校名、住所、TEL、ご担当者名を
記入の上、官製ハガキにて下記「健
康と料理社」宛てにご応募ください。

※当選発表は発送をもって代え
させていただきます。
応募〆切: 平成14年12月31日

応募に関するお問合せは: 健康と料理社 東京都千代田区九段南 4-7-19 TEL03-5275-6838 / 担当 木挽

Yamanouchi
山之内製薬

キズに マキロン

30mL
新発売



効能: すり傷、きり傷、創傷面の殺菌・消毒に

●山之内製薬ホームページ <http://www.yamanouchi.com/jp/healthweb/>



外での

キズに マキロン JET & SPRAY

効能: すり傷、きり傷、創傷面の殺菌・消毒に

これらの商品は、「使用上の注意」をよく読んで用法・用量を守って正しく使うようおすすめ下さい。

お問い合わせ先:
山之内製薬(株)製品情報センター 電話: 03-5916-5500
(9:00~17:00/土・日・祝日・会社休日を除く)

イソジン® うがいしましょう。



【効能・効果】 口腔内及びのどの殺菌・消毒・洗浄、口臭の除去

イソジン®うがい薬

製造発売元 明治製薬株式会社 総代理店 ムンディファルマ社

容量は 120mL

使いやすい
ワンタッチキャップ



パッケージ裏面に
(うがいのしかた)を記載

いっしょの働きを見つめら
Meiji



この医薬品は「使用上の注意」を
よく読んで正しくお使いください。

発行 (財) 日本学校保健会 矢野 亨 〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-3-17

頒価 1部200円 (送料共)

虎ノ門2丁目タワー6階

電話 03 (3501) 3785・0968

FAX 03 (3592) 3898